



一般財団法人長崎県社会保険協会 長崎県長崎市松山町4番52号 TEL (095) 844-7120 <http://www.shaho-nagasaki.or.jp/>



佐世保 展海峰

Contents

日本年金機構 年金事務所

- 令和2年度 社会保険事務（算定基礎）説明会の中止のお知らせ … 2
- 令和2年度 算定基礎届（定時決定）について ……………… 2
- 「算定基礎届」の記載にあたってご注意ください ……………… 2
- 「賞与支払届」の届出はお済みですか？ ……………… 3

一般財団法人長崎県社会保険協会

- 社会保険事務講習会（出産・育児・介護等）のお知らせ … 6
- 健康啓発DVD無料貸出 ……………… 6
- 温泉で心も体もリフレッシュ！ ……………… 6
- 社会保険「海の家」を開設する予定です ……………… 6
- 「施設利用会員証」更新のご案内 ……………… 7
- 職場の健康づくりを応援します ……………… 8

全国健康保険協会 長崎支部

- 9割の方が「直接支払制度」を利用！子供が生まれたときの出産育児一時金 … 4
- 家計の負担も軽くできる！医療機関への適正な受診を心がけましょう … 5

回覧

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

令和2年度 社会保険事務(算定基礎)説明会の中止のお知らせ

「社会保険ながさき 4月・5月号」でご案内しておりました、「令和2年度 社会保険事務(算定基礎)説明会」につきましては、諸事情から、その開催を中止とさせていただくこととなりました。

事業主様にはご迷惑をおかけいたしますが、なにとぞご理解のほどよろしくお願ひいたします。



令和2年度 算定基礎届(定時決定)について

事業主の皆様には、毎年1回、7月1日現在におけるすべての被保険者（社会保険に加入している従業員）の標準報酬月額を決定するために、「算定基礎届」を提出いただいています。今年度の「算定基礎届」につきましては、令和2年6月中旬より、順次、事業主へ送付いたします。「算定基礎届」に同封される「算定基礎届の記載例」や日本年金機構ホームページをご参考のうえ、適正な届出と提出期間内でのご提出をお願いいたします。

提出期間

令和2年7月1日(水)～令和2年7月10日(金)

提出方法

郵送（同封される返信用封筒をご利用ください。）または電子申請
※管轄の年金事務所への持参も可能です。

「算定基礎届」の記載にあたってご注意ください

「算定基礎届」は、毎年7月に厚生年金保険及び健康保険の保険給付金の決定や保険料の計算の基礎となる標準報酬月額を決定する大切な届出です。昨年度のご提出時において、「⑯平均額」欄の算出に、記載誤りが多く見受けられました。

1	22	年金 太郎	5-510427	2年9月		
	健 118 千円	厚 118 千円	元年9月	⑦屏(降)給 1. 現給 月 2. 降給 月	⑧通及支払額 月	⑨1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月： 月 月) 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 産休・育休・休職等 6. 短時間労働者 (特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他 ()
⑩支払月	⑪支払日数	⑫通貨	⑬現物	⑭合計 (⑪ + ⑫)	⑮総計	
4 月	14 日	円	0 円	一 円	246,100 円	
5 月	15 日	円	0 円	115,800 円	123,050 円	⑯平均額 修正平均額
6 月	16 日	円	0 円	130,300 円		

○支払基礎日数が17日以上(※)の支払月のみで平均額を算出します。なお、パートである被保険者は、17日以上の支払月が無い場合に支払基礎日数が15日以上の月で平均額を算出します。(上図の例では、5月・6月で平均額を算出します。)

(※) 国・地方公共団体及び特定(任意特定)適用事業所において使用される週の所定労働時間が20時間以上等の要件を満たす短時間労働者は11日以上の月で平均額を算出します。

事業主の皆様へ

「賞与支払届」の届出はお済みですか？

賞与を支給したときは、支給日から5日以内に「賞与支払届」および「賞与支払届総括表」を管轄の年金事務所へ提出していただくことになります。

また、賞与支払予定月に賞与の支払いが行われなかった場合にも、「賞与支払届総括表」の④欄（不支給1）に○印をつけて提出をお願いします。

保険料や将来受け取る年金にも反映しますので、適正な届出をお願いします。



●資格取得月・資格喪失月の取扱い

- ・資格取得した月（資格取得日以降）に支給された賞与は届出が必要となり保険料の対象となります。
- ・資格喪失した月に支給された賞与は保険料の対象になりませんが、資格喪失日の前日までに支給された賞与については届出が必要となります。
- ・資格取得した月に資格喪失となった場合で、資格取得日から資格喪失日の前日までに支払われた賞与については保険料の対象となり届出が必要です。

※将来の年金額には保険料の対象となったものが反映します。

●資格取得月（資格取得日以降）に支払われた賞与は保険料賦課の対象となります。資格喪失月に支払われた賞与は保険料賦課の対象とはなりません。ただし、資格取得と同月に資格喪失があった場合は、資格取得日から資格喪失日の前日までに支払われたものであれば対象となります。

●健康保険では、資格喪失月であっても資格喪失日の前日までに支払われた賞与については、標準賞与額として決定し標準賞与額の累計額（年度の累計額573万円）に含めます。該当する被保険者の方の賞与額等の記入忘れにご注意ください。

●育児休業等による保険料免除期間に支払われた賞与や資格喪失月に支払われた賞与（保険料賦課の対象とならない賞与）についても標準賞与額として決定し、年度の累計額に含めることになっています。そのため、同一年度内における協会けんぽ管掌の健康保険被保険者期間中に決定された標準賞与額の累計額が573万円を超えたことがわかった場合は、被保険者の申出に基づき「健康保険 標準賞与額累計申出書」をご提出ください。

●標準賞与額の累計額が573万円を超え申出書を一度提出した場合で、その後同一年度内に賞与が支払われた場合は、その都度、申出書をご提出いただく必要があります。申出書の提出により、標準賞与額の訂正及び保険料の充当又は還付処理を行います。



9割の方が「直接支払制度」を利用! 子供が生まれたときの出産育児一時金

被保険者または被扶養者が出産したときは、申請により出産育児一時金が支給されます。

また、申請方法は「直接支払制度を利用した場合」と「直接支払制度を利用しない場合」とに分かれます。

支給金額

一児につき **42万円**

- 妊娠4か月以降（85日以後）の出産については、生産、死産、早産または流産（人工妊娠中絶を含む）を問わず支給されます。

産科医療補償制度（通常の妊娠・分娩にも関わらず、分娩に連して重度脳性麻痺となった赤ちゃんが速やかに補償を受けられる制度）の対象外となる出産の場合（在胎週数が22週未満の場合または産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合）は、40万4千円です。

申請方法

1 「直接支払制度を利用した場合」

被保険者と医療機関等で「出産育児一時金を医療機関等が受給する契約（直接支払に関する契約）」を交わし、医療機関等が申請して受給します。これにより被保険者は**42万円までの出産費用の支払いが不要**になります。出産費用が42万円未満だったときは、被保険者が協会けんぽに申請することにより差額が支給されます。

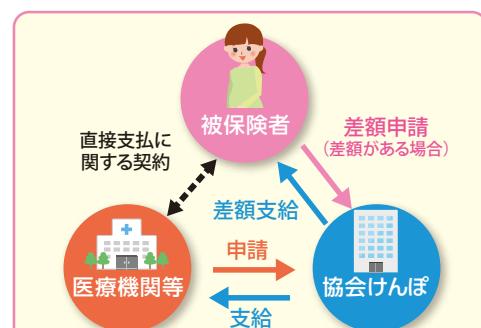
（42万円を超えたときは差額を医療機関に支払います。）

※直接支払制度に対応していない医療機関等もあります。

出産予定の医療機関等にご確認ください。

申請書名
・健康保険 被保険者家族 出産育児一時金内払金 支払依頼書差額申請書

添付書類
・領収明細書（写） (※出産年月日と出生児数の記載がない場合は、医師・助産師の証明が必要です。 ・医療機関等から交付される直接支払制度に係る代理契約に関する文書（写）



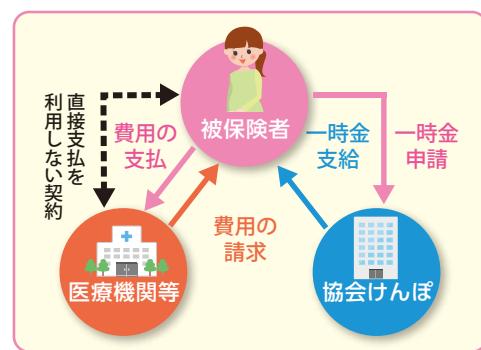
直接支払制度を利用した場合のイメージ図

2 「直接支払制度を利用しない場合」

出産費用を医療機関等に支払った後で、被保険者が協会けんぽに申請します。

申請書名
・健康保険 被保険者家族 出産育児一時金支給申請書

添付書類
・領収書（写） ・医療機関等から交付される直接支払制度を利用していなことを証明する書類（写） ・申請書内の医師証明または出産を証明する書類（住民票など）



直接支払制度を利用しない場合のイメージ図

～受取代理制度～

直接支払制度に対応していない医療機関等でも、一部の医療機関では受取代理制度（**直接支払制度と同様に、一時的な支払いの負担を軽減できる制度です**）を利用できる場合があります。出産予定の医療機関等にご確認のうえ、利用される場合は協会けんぽにお問い合わせください。





家計の負担も軽くできる! 医療機関への適正な受診を心がけましょう

夜間や休日受診は…!

急病でもないのに時間外や深夜、休日に受診する“コンビニ受診”は割増料金がかかったり救急医療の妨げにもつながります。

緊急性がない場合は、時間内での受診を心がけましょう。

※急病の場合は時間外でも受診ください。

緊急時は迷わず受診ください!

ケン坊パパの巻



ケン坊パパ

ケン坊ママの巻



ケン坊ママ

はしご受診はリスクが高い!

同じ病気なのに自分の判断で、複数の医療機関を受診する「はしご受診」は、カラダにも家計にもリスクが高くなる!? それぞれの病院で同じような検査や投薬を受けることは、カラダに負担となるだけではなく、無駄な診療代がかさみ、家計にも負担になります。

負担を減らすため、かかりつけ医・かかりつけ薬局を持ちましょう!

ケン坊の巻

ジェネリック医薬品!



「ジェネリック医薬品」とは、新薬と同等の有効成分と効能があると厚生労働省が認めているお薬です。

新薬と比べて、最大で6割もお薬代の負担が軽くなるものがあります。

ご希望の方は、かかりつけの医師、薬剤師にご相談ください。



ケン坊



必要な医療はきちんと受けていただき、無駄、余分な医療費をなくすことが、皆様の保険料率の上昇を抑えることにつながります。



〒850-8537 長崎市大黒町9-22 大久保大黒町ビル本館8階
電話:095-829-6000
(受付時間/平日8:30~17:15)

協会けんぽ長崎 検索

メルマガ無料配信中



協会けんぽ長崎支部キャラクター
＼尾まがり猫家族／



社会保険協会からのお知らせです

社会保険事務講習会(出産・育児・介護等)のお知らせ

開催日	会場	定員
令和2年8月24日(月)	アルカスSASEBO(佐世保市三浦町)	約40名
令和2年9月11日(金)	諫早商工会館(諫早市高城町)	約40名
令和2年9月25日(金)	長崎県市町村会館(長崎市栄町)	約50名

- 受付 13:00
- 開会 13:20
- 終了 16:00

※各会場共通

- ◆参加費 無料。(非会員事業所の方は資料代等として3,000円ご負担ください)
◆申込法 下記申込書をご記入いただきFAXでお申し込みください。ホームページからもお申し込みいただけます。詳細については、後日ご案内します。(FAX、メール申込は返信します) 定員になり次第締め切ります。(申し込みFAX番号 095-843-0449)
◆講師 特定社会保険労務士 田川智砂子

「社会保険事務講習会」参加申込書

※希望会場に○を付してください。定員になり次第締め切ります。

希望会場	1.佐世保会場	2.諫早会場	3.長崎会場
参加者ご氏名			
事業所名 事業所所在地	事業所名 〒 - 所在地	電話 ()	返信FAX ()

※この申込書の個人情報は、本事業の運営等以外は使用いたしません。

健康啓発DVD 無料 貸出

会員事業所の被保険者の皆様の健康管理等に寄与するため、健康づくりの教材として、下記「健康啓発DVD」を無料で貸し出しております。

健康啓発DVD借用申込書

「健康啓発DVD」 7つのタイトルがございます。 複数枚数の借用も、可能です。	番号	タイトル	番号	タイトル
	1	はじめてのウォーキング&ジョギング	5	ストレスコーピングによるセルフケア
〒 -		6		ストレスチェックを活用したセルフケア
事業所名		7		部下が休職する前にできること
事業所所在地				

申し込み方法：お電話でお申し込みいただくか、当協会のホームページに申込書がございます。ご記入後FAXでお申し込みください。

温泉で心も体もリフレッシュ! 補助額200円



会員事業所の従業員とそのご家族様の健康増進を図ることを目的に、日帰り温泉利用の補助を行います。
(補助券は、事業所の被保険者数に応じて配付しております。なくなり次第終了とします)

川棚大崎温泉「しおさいの湯」 ☎0956-82-6868
いいもり温泉「月の丘」 ☎0957-28-4141

原城温泉「真砂」 ☎0957-85-3155
壱岐ステラコート「太安閣」 ☎0920-47-3737

温泉利用券申込書 お申込方法:温泉利用券申込書にご記入いただきFAXでお申し込みください。

事業所名 所在地等	〒 - 住所 事業所名 電話番号 ()	ご担当者
--------------	-------------------------------	------

- ◇ご利用施設の受付で負担額を添えてご精算ください。1人1枚ご利用できます。
◇ご利用期限:令和3年3月31日

社会保険「海の家」を開設する予定です。補助額300円

- ◆開設期間 7月19日(日)~8月23日(日)
◆開設場所 長崎市高浜海水浴場(高浜アイランド)
「社会保険 海の家」利用券申込書

※コロナウイルス感染症の影響で中止する場合は、次号で改めてご連絡いたします。
※1枚につき1回限り利用補助を致します。差額と利用券を添えて、精算してください。
※発行枚数には限りがございますので、お早めにお申し込みください。

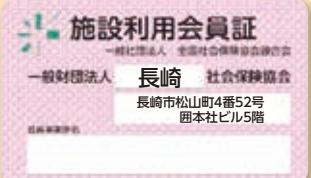
事業所名 所在地等	〒 - 事業所名 電話番号 ()	担当者
--------------	-------------------------	-----

「施設利用会員証」更新のご案内

会員事業所の従業員およびその家族の方を対象にした優待事業「施設利用会員証」が更新されます。発行中の「施設利用会員証（黄色）」は、有効期限（2020年3月31日）を過ぎるとご利用できなくなります。現在お持ちの事業主様もお持ちでない事業主様も、ぜひ新しい「施設利用会員証」をお申し込みください。

- 申込方法 下段の申込書に必要事項をご記入いただき、宛先を明記した返信用封筒長形3号（※94円切手貼付）を同封の上、郵送にてお申込みください

送付先：〒852-8118 長崎市松山町4-52 団本社ビル5階
(一財)長崎県社会保険協会 TEL 095-844-7120



- 会員証発送 お申込みの内容確認後、「施設利用会員証」・「契約施設の内容一覧表等」・「パスワード等を送付いたします
- 発行枚数 原則1事業所3枚（更に必要な場合はお電話にてご相談ください）
- 有効期限 2023年3月31日
- 注意事項 「施設利用会員証」は、事業所名をご記入後、ご利用される方に貸与していただきご利用ください（期間内であれば何度でもご利用いただけます）

有効期限：2023年3月31日



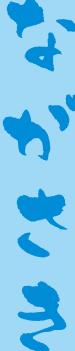
◆施設優待内容および利用方法について

	主な対象施設	主な優待内容	主な利用方法
船員保険会 (4施設)	鳴子やすらぎ荘（宮城県）	* 船員保険会公式HPで案内している一泊夕・朝食付きプランにのみ適用	* 電話により直接施設に利用を申し込む * 「社会保険協会の会員である」旨を告げる * 「施設利用会員証」を施設フロントに提示する
	サンポートみまさか（神奈川県）	* 一般料金から、一泊につき通常1,000円引、土曜日・祝前日は500円引	
	箱根嶺南荘（神奈川県）	* 年末年始、ゴールデンウィーク、お盆及びシルバーウィークの期間は対象外	
	やいづマリンパレス（静岡県）		
ホテル法華クラブグループ (19施設)	札幌／函館／仙台／新潟長岡／浅草／湘南藤沢／京都／大阪／広島／福岡／熊本／大分／鹿児島／那覇新都心／他	* 一般料金の10～15%割引 * 年ごとに料金は見直されます。	* 電話により直接施設に利用を申し込む * 「社会保険協会の会員である」旨を告げる * 「施設利用会員証」を施設フロントに提示する
高輪・品川プリンスホテル グループ(4施設)	グランドプリンスホテル高輪	* 正規宿泊料金の最大で60%割引	* 施設別の顧客専用電話で利用を申し込む * 「社会保険協会の会員である」旨を告げる * 利用当日「施設利用会員証」の携帯は不要
	グランドプリンスホテル新高輪	* 年ごとに料金は見直されます。	
	ザ・プリンスさくらタワー東京		
	品川プリンスホテル		
プリンスホテル優待プラン	全国のプリンスホテル・スキー場・ゴルフ場等	* 専用Webサイトに優待プランを掲載 * パスワードは会員証送付時に別途連絡	* 専用Webサイト内、または予約センターへ電話予約をする * 「社会保険協会の会員である」旨を告げるWeb予約の際は、会員事業所名を記入しない * 「施設利用会員証」を施設フロントに提示する
湯快リゾート株式会社 (29施設)	三好屋／輝乃湯／かいけ朝楽／斎木別館（会席タイプ）／道後彩朝楽／嬉野館／ホテル蘭風／雲仙東洋館／他	* 宿泊料金から年通、一律500円引 （大人料金のみ） * 湯快リゾート公式HPで案内している宿泊プランに適用（割引プランは除く）	* 電話又はHPで利用を申し込む * 「社会保険協会の会員である」旨を告げる * 「施設利用会員証」を施設フロントに提示する
ダイワロイヤルホテル (27施設)	全国のダイワロイヤルホテル	* 専用Webサイトに優待プランを掲載 * パスワードは会員証送付時に別途連絡	* 利用者は、専用Webサイト内で予約。 * 利用時「施設利用会員証」の携帯は不要
かんぽの宿 (35施設)	全国のかんぽの宿	* かんぽの宿の公式HPで案内している一泊夕・朝（昼）食付きプランにのみ適用施設により割引除外日あり。詳細は、利用者が直接施設に問い合わせる	* 電話により直接施設に利用を申し込む * 「社会保険協会の会員である」旨を告げる * 「施設利用会員証」を施設フロントに提示する * 会員証1枚で優待可能人数は4名まで
HM HOTEL GROUP (53施設)	全国のHM HOTEL GROUPの施設	* 専用Webサイトに優待プランを掲載 * パスワードは会員証送付時に別途連絡	* 利用者は、専用Webサイト内で予約 * 利用時「施設利用会員証」の携帯は不要
その他（宿泊施設等）	最新情報及び詳細については、一般社団法人全国社会保険協会連合会 公式HP「施設優待事業ご案内」をご覧ください ※（一財）長崎県社会保険協会ホームページからもリンクしておりますのでご利用ください		

◆施設へのお申し込み・ご利用の注意事項

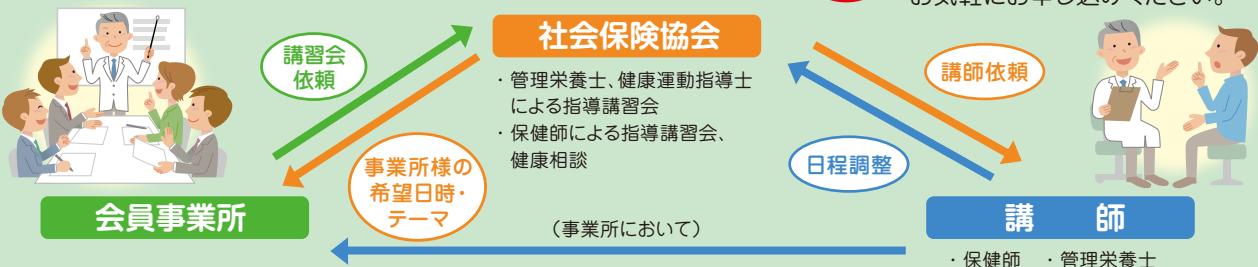
- 施設利用一覧表によりご利用したい施設の利用方法を参考に、電話、インターネット、Webサイトのいずれかの方法で各自お申し込みください
- 施設ご利用の際は、「長崎県社会保険協会の会員である」旨を告げてください
- 「施設利用会員証」は施設を利用する際、1グループにつき1枚提示することでご利用いただけます
- 対象施設をご利用の際は、「施設利用会員証」をご持参いただき施設から求められたときには必ずご提示ください

「施設利用会員証」申込書（コピー可）	事業所 整理記号
事業所名称	担当者
事業所住所	電話番号



職場の健康づくりを応援します。無料

職場で働く皆様の健康管理と健康の保持・増進のサポートをいたします。
お気軽にお申し込みください。



職場の健康づくり申込書

希望年月日	令和 年 月 日() 時 分から 時 分まで	参加人数	名
希望項目 <input type="checkbox"/> を付してください	1.保健師による指導講習会 2.管理栄養士による指導講習会	3.健康運動指導士による指導講習会 4.保健師による健康相談	
事業所名	担当者		
事業所の所在地	〒 -	電話 - -	

※この申込書にご記入いただいた個人情報は、本事業の運営及びそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

令和2年8月・9月 出張年金相談所のご案内

各年金事務所では、出張年金相談所を開設しています。どうぞご利用ください。

出張年金相談は、予約制です。予約に関しましては、市町窓口にお問い合わせください。ただし、西海市、平戸市、松浦市、壱岐市、対馬市の予約受付は管轄年金事務所にお申し込みください。相談において際には、年金証書、振込通知書、年金手帳、被保険者証など、ご本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。

代理の方が相談を受けられる場合は、委任状、印鑑及び本人確認ができる身分証明書（運転免許証等）が必要です。

長崎県の社会保険事業概要 令和2年2月現在	事業所数 (船舶所有者数)	被保険者数	平均標準報酬月額
健 康 保 険	23,166	272,027	259,297
船 員 保 険	274	3,187	365,982
厚生年金保険	23,278	288,079	256,720

長崎南年金事務所 〒850-8533 長崎市金屋町3-1 ☎095-825-8707

開設日	時 間	市町名	場 所
8月 6日(木)	9:00~15:00	新上五島町	新上五島町石油備蓄記念会館
8月19日(水)	10:00~17:00	五島市	五島市役所会議室
8月20日(木)	9:00~15:00	五島市	五島市役所会議室
9月 9日(水)	9:00~15:00	新上五島町	新上五島町石油備蓄記念会館
9月10日(木)	9:00~12:00	新上五島町	若松支所会議室
9月16日(水)	10:00~17:00	五島市	五島市役所会議室
9月17日(木)	9:00~15:00	五島市	五島市役所会議室

長崎北年金事務所 〒852-8502 長崎市稻佐町4-22 ☎095-861-1354

開設日	時 間	市町名	場 所
8月 6日(木)	11:00~15:00	西海市	大瀬戸コミュニティセンター
8月19日(水)	14:00~17:00	対馬市	中対馬振興部
8月20日(木)	9:00~15:00	対馬市	上対馬総合センター
8月27日(木)	9:30~17:00	壱岐市	芦辺庁舎会議室
8月28日(金)	9:00~15:00	壱岐市	芦辺庁舎会議室
9月 3日(木)	11:00~15:00	西海市	大島総合支所会議室
9月 9日(水)	13:30~17:00	対馬市	美津島行政サービスセンター別館2階
9月10日(木)	9:00~16:00	対馬市	対馬支所別館会議室
9月24日(木)	9:30~17:00	壱岐市	石田庁舎会議室
9月25日(金)	9:00~15:00	壱岐市	石田庁舎会議室

佐世保年金事務所 〒857-8571 佐世保市稻荷町2-37 ☎0956-34-1189

開設日	時 間	市町名	場 所
8月 4日(火)	10:00~15:00	平戸市	平戸市役所
8月 6日(木)	10:00~15:00	松浦市	松浦市役所
8月11日(火)	10:00~15:00	平戸市	平戸市役所
8月18日(火)	10:30~15:00	平戸市	館浦出張所
8月20日(木)	10:00~15:00	松浦市	松浦市役所
8月25日(火)	10:00~15:00	平戸市	平戸市役所
9月 2日(水)	10:00~15:00	平戸市	平戸市役所
9月 3日(木)	10:00~15:00	松浦市	松浦市役所
9月 8日(火)	10:00~15:00	平戸市	平戸市役所
9月10日(木)	10:00~15:00	松浦市	松浦市役所
9月15日(火)	10:30~15:00	平戸市	館浦出張所
9月17日(木)	10:00~15:00	松浦市	松浦市役所
9月29日(火)	10:00~15:00	平戸市	平戸市役所

諫早年金事務所 〒854-8540 諫早市栄町47-39 ☎0957-25-1662

開設日	時 間	市町名	場 所
8月 5日(水)	10:00~15:00	川棚町	中央公民館集会室
8月12日(水)	10:00~15:00	南島原市	加津佐支所会議室
8月19日(水)	10:00~15:00	島原市	三会出張所
8月26日(水)	10:00~15:00	南島原市	有家支所会議室
9月 2日(水)	10:00~15:00	波佐見町	役場相談室
9月 9日(水)	10:00~15:00	南島原市	南有家庁舎相談室
9月16日(水)	10:00~15:00	島原市	三会出張所
9月23日(水)	10:00~15:00	南島原市	深江支所会議室